

大分労働局における「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】（平成29年10月末現在）

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けている。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者*である。なお、数値は平成29年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したもので、外国人労働者全数とは必ずしも一致しない。

今般、大分県内の平成29年10月末現在の届出状況を取りまとめたので、公表するものである。

※ 特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。

II 届出状況のまとめ

1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

(1) 平成29年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は1,023か所であり、外国人労働者数は5,458人であった。これは平成28年10月末現在の1,011か所、4,689人に対し、12か所(1.2%)の増加、769人(16.4%)の増加となった。外国人を雇用している事業所数、及び外国人労働者数ともに平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高の数値を更新した。

【別表5、参考表】

外国人労働者数が増加した要因として、「技能実習」、「資格外活動（留学）」の在留資格の外国人労働者が増加していることに加え、政府が進めている高度外国人材の受入れが着実に増えていることに伴い「専門的・技術的分野」の在留資格の外国人労働者数が増加していることが考えられる。

(2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は53か所、当該事業所で就労する外国人労働者は452人であり、それぞれ事業所全体の5.2%、外国人労働者全体の8.3%を占めている。

これは、平成28年10月末現在の69か所、396人に対し、16か所(23.2%)減少、56人(14.1%)の増加となっている。

【別表5、参考表】

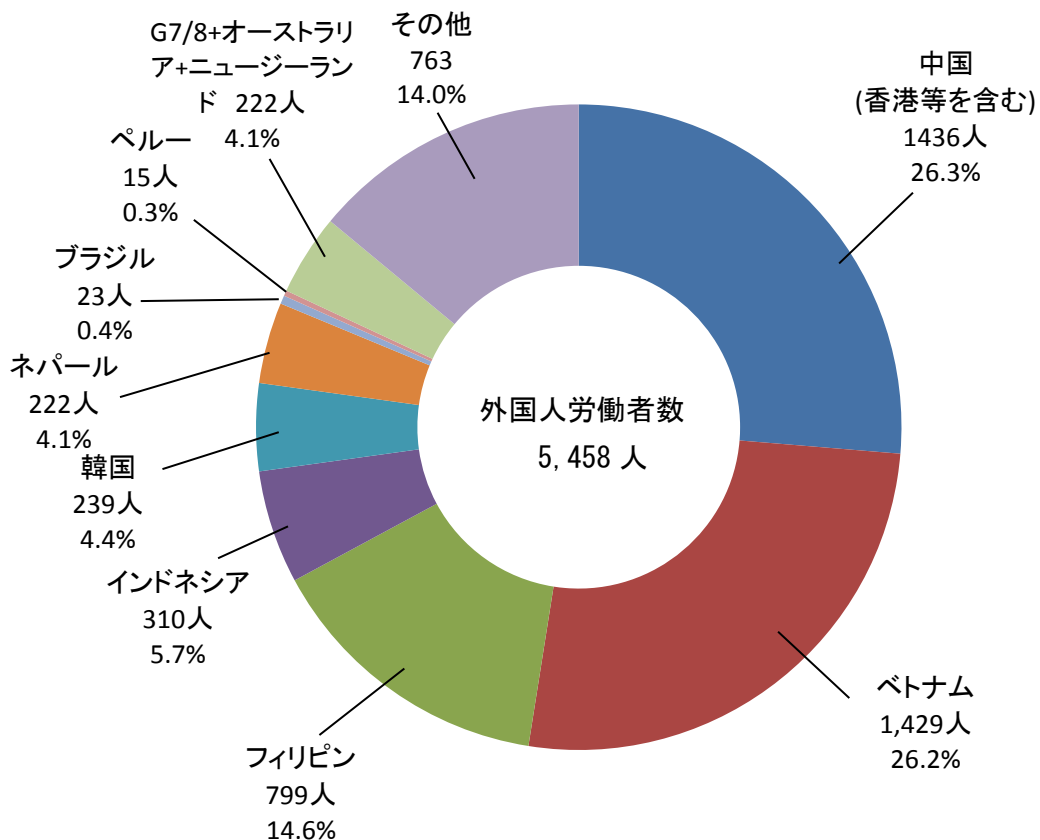
2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると中国が最も多く 1,436 人で、外国人労働者全体の 26.3% を占める。次いで、ベトナム 1,429 人 (同 26.2%)、フィリピン 799 人 (同 14.6%) の順となっている。

特に、ベトナムについては対前年同期比で 620 人 (76.6%) 増加、また、ネパールについても同 69 人 (45.1%) と大幅な増加となっている。

【図 1、別表 1、参考表】

図1 国籍別・在留資格別外国人労働者の割合



※円グラフの項目の順番は、別表1の項目(国籍)の順番に対応

(2) 在留資格別にみると、「技能実習」が外国人労働者全体の 48.1% を占め、次いで、「資格外活動(留学)」を含む「資格外活動」が 27.3%、「身分に基づく在留資格^{※1}」が 13.2% となっている。

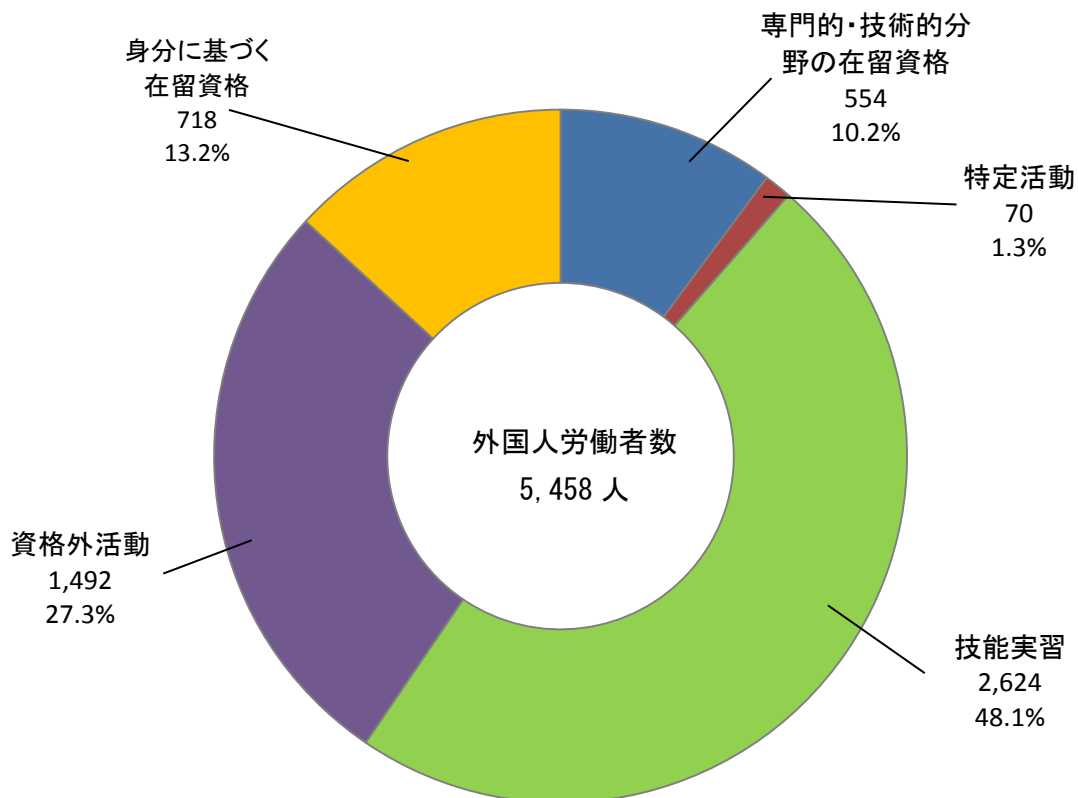
^{※1} 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

技能実習の外国人労働者は、2,624人と前年同期比で298人（12.8%）増加し、「資格外活動（留学）」を含む「資格外活動」の外国人労働者は、1,492人と前年同期比で427人（40.1%）増加している。

「専門的・技術的分野の在留資格^{※2}」の外国人労働者は、554人と前年同期比で43人（8.4%）増加している。

【図2、別表1、参考表】

図2 在留資格別外国人労働者の割合



※円グラフの項目の順番は、別表1の項目(在留資格)の順番に対応

(3) 国籍別・在留資格別にみると、中国は「技能実習」が53.0%、「資格外活動」が21.3%、「身分に基づく在留資格」が14.6%となっている。

ベトナムは「技能実習」が68.7%、「資格外活動」が26.4%となっている。

フィリピンは「技能実習」が54.2%、「身分に基づく在留資格」が35.9%となっている。

インドネシアは、「技能実習」が66.1%、「資格外活動」と30.6%となっている。

※2 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」が該当する。

G7/8等^{※3}は「専門的・技術的分野の在留資格」が65.3%を占めている。

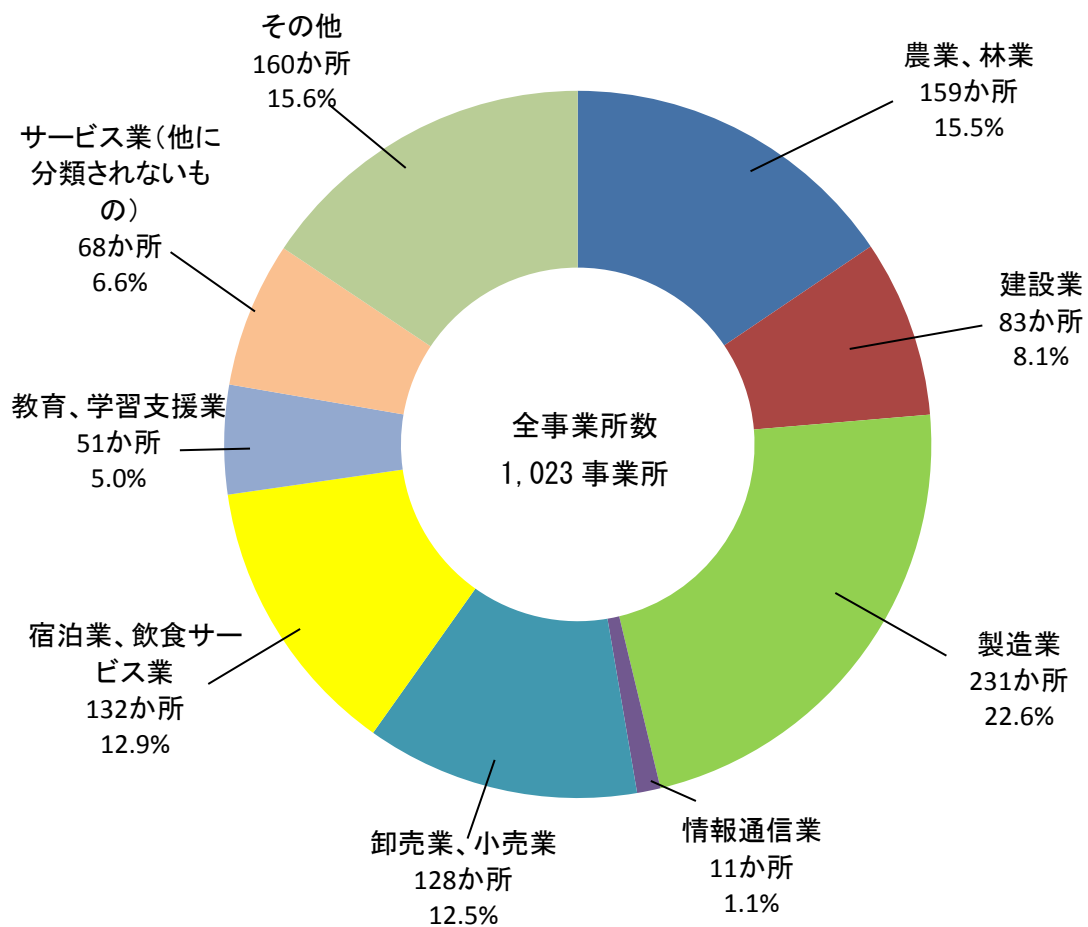
【別表1】

3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 産業別にみると、「製造業」が22.6%を占め、次いで「農業・林業」が15.5%、「宿泊業、飲食サービス業」が12.9%、「卸売業、小売業」が12.5%、「サービス業（他に分類されないもの）」^{※4}が6.6%となっている。

【図3、別表2、参考表】

図3 産業別外国人雇用事業所の割合



※円グラフの項目の順番は、別表2の項目(産業)の順番に対応

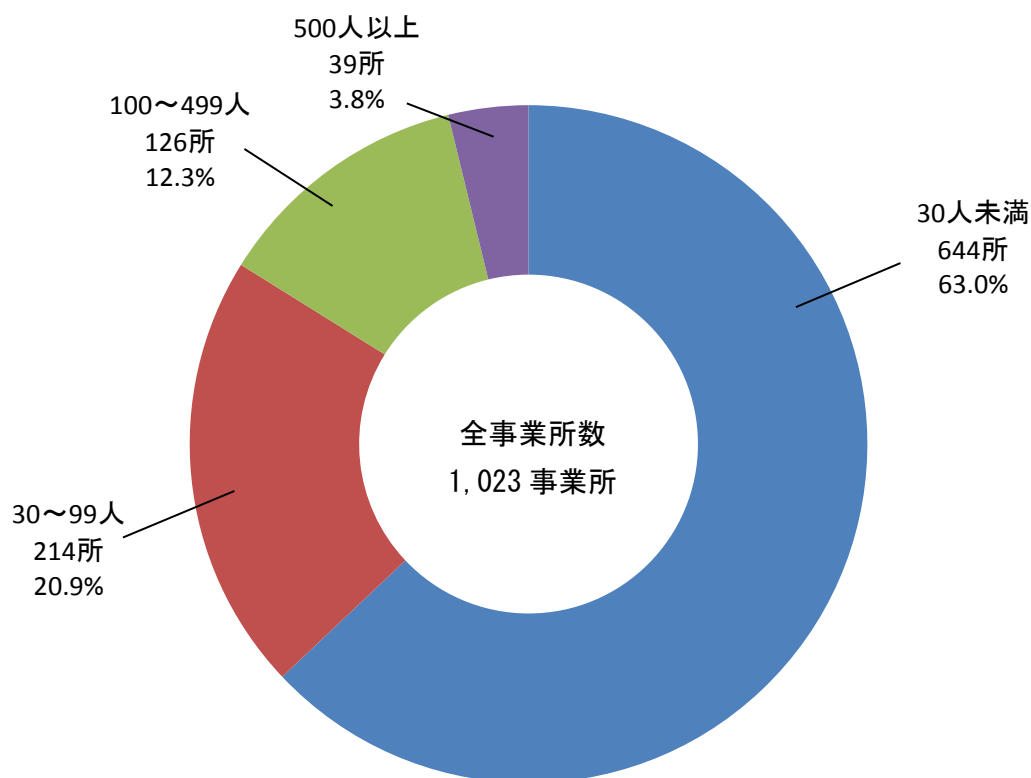
^{※3} G7/8等は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランドを表す。

^{※4} 「サービス業（他に分類されないもの）」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

(2) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の63.0%を占める。

【図4、別表5、参考表】

図4 事業所規模別外国人雇用事業所の割合



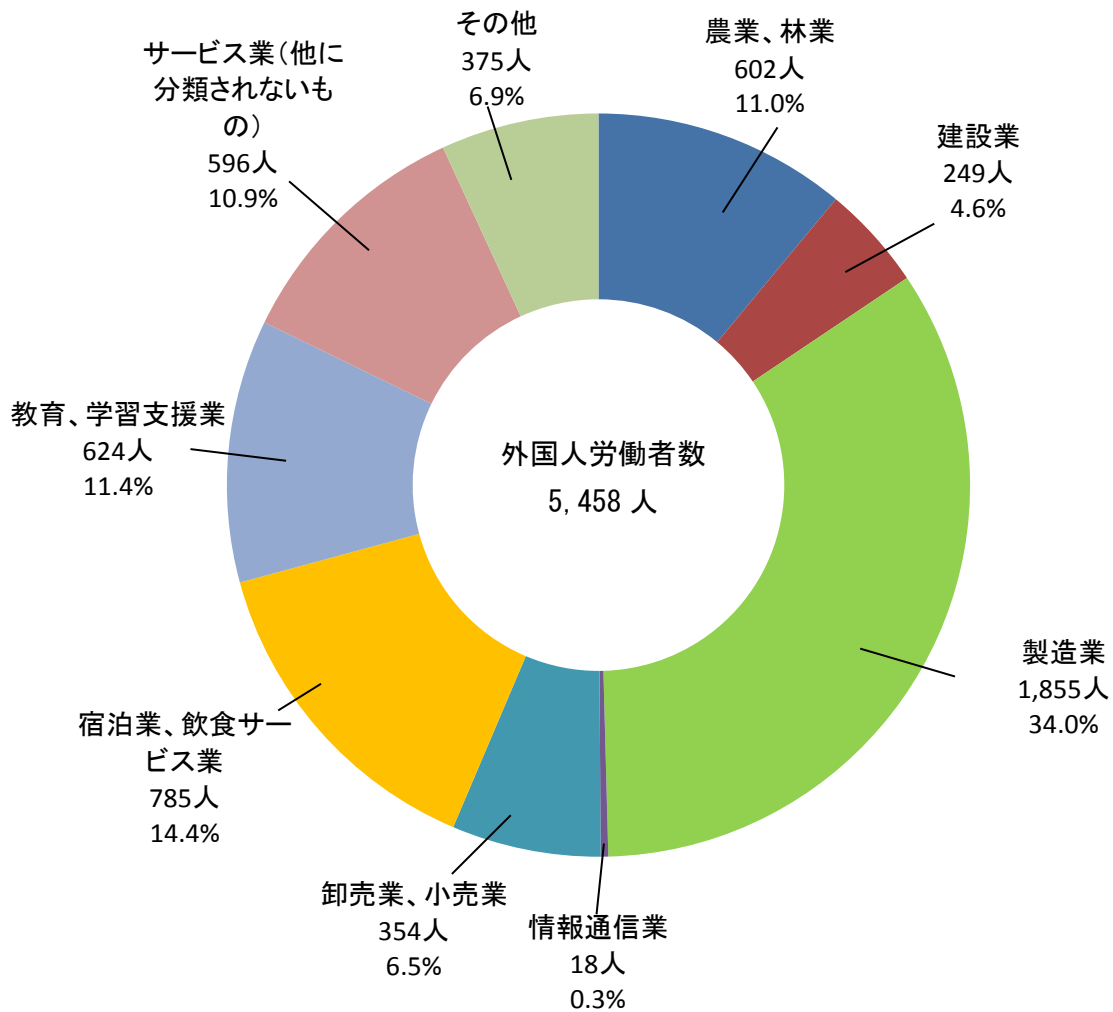
※円グラフの項目の順番は、
別表5の項目(事業所規模)の順番に対応

4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 産業別にみると、「製造業」が産業全体の34.0%を占め、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が14.4%、「教育、学習支援業」が11.4%、「農業・林業」が11.0%、「サービス業(他に分類されないもの)」が10.9%、「卸売業、小売業」が6.5%となっている。

【図5、別表2】

図5 産業別外国人労働者数



(2) 在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」については、「宿泊業・飲食サービス業」が20.2%、「教育、学習支援業」が18.2%となっている。「技能実習」については、「製造業」が59.8%を占めている。「資格外活動(留学)」については「宿泊業・飲食サービス業」が33.1%、「身分に基づく在留資格」については、「宿泊業、飲食サービス業」が23.3%、となっている。

【別表3】

さらに、国籍別・産業別にみると、中国、ベトナム、フィリピン、インドネシアについては、「製造業」がそれぞれ36.1%、39.9%、57.7%、48.1%と最も高い割合を占める。韓国、ネパールについては、「宿泊業、飲食サービス業」がそれぞれ32.2%、37.8%、G7/8等については、「教育、学習支援業」が53.6%と最も高い割合を占めている。

【別表4】

(3) 事業所規模別にみると、「30人未満事業所」が最も多く、外国人労働者全体の36.2%を占めている。

外国人労働者数はどの規模においても増加している。

【図6、別表5】

図6 事業所規模別外国人労働者数

